

介護保険事業費

福祉局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

《被保険者の推移》 (単位：人)

	3.9 末	4.9 末	5.9 末	6.9 末	7.9 末見込
第 1 号被保険者数	127,654	126,550	125,889	124,810	124,143

《認定者の推移》 (単位：人)

	3.9 末	4.9 末	5.9 末	6.9 末	7.9 末見込
認定者数	29,829	30,493	30,955	31,007	31,356

- (1) 給付関係事務経費 30,785
保険給付業務に係る事務経費 (26,083)
- (2) 資格関係事務経費 8,226
資格管理業務に係る事務経費 (7,765)
- (3) 介護保険システム整備事業費 268,805
介護保険制度の円滑な運営を図るための対応にかかるシステム改修等を行う。 (229,443)
また、介護保険システムに係る賃借料及び運用保守業務の委託料を支出する。
- (4) 介護保険制度普及啓発事業費 4,063
介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。 (3,822)

【款：総務費 項：総務管理費 目：連合会負担金】

- (5) 兵庫県国民健康保険団体連合会負担金 2,299
兵庫県国民健康保険団体連合会の会員負担金 (2,314)

【款：総務費 項：総務管理費 目：賦課徴収費】

- (6) 賦課徴収関係事務経費 83,982
介護保険料の賦課、徴収業務に係る事務経費 (75,126)

【款：総務費 項：総務管理費 目：介護認定費】

- (7) 主治医意見書支払費 128,857
要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払業務を兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。 (139,127)
- (8) 認定調査委託料 76,223
認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。 (86,922)
- (9) 認定関係事務経費 23,621
要介護認定業務に係る事務経費 (21,334)

【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：介護サービス等給付費】

- | | | |
|------|--|--------------|
| (10) | 居宅介護サービス給付費 | 23,238,509 |
| | 要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給付費を支給する。 | (23,216,808) |
| | 対象サービス | |
| | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 | |
| (11) | 地域密着型介護サービス給付費 | 5,758,805 |
| | 要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介護サービス給付費を支給する。 | (5,711,508) |
| | 対象サービス | |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護 | |
| (12) | 施設介護サービス給付費 | 12,336,591 |
| | 要介護被保険者が指定施設サービスを利用したときに、施設介護サービス給付費を支給する。 | (12,102,942) |
| | 対象施設 | |
| | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院 | |
| (13) | 特定入所者介護サービス費 | 946,054 |
| | 一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費（滞在費）の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護サービス費を支給する。 | (1,057,775) |
| | 対象施設及びサービス | |
| | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 | |
| (14) | 居宅介護福祉用具購入費 | 44,341 |
| | 要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 | (52,204) |
| (15) | 居宅介護住宅改修費 | 66,082 |
| | 要介護被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費を支給する。 | (84,718) |
| (16) | 居宅介護サービス計画給付費 | 2,580,592 |
| | 要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給する。 | (2,709,889) |

(17)	介護予防サービス給付費 要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護	1,365,578 (1,034,132)
(18)	地域密着型介護予防サービス給付費 要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。 対象サービス 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	32,390 (21,360)
(19)	特定入所者介護予防サービス費 一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び滞在費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。 対象サービス 介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護	973 (451)
(20)	介護予防福祉用具購入費 要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。	20,338 (17,520)
(21)	介護予防住宅改修費 要支援被保険者が給付対象となる住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。	64,832 (65,471)
(22)	介護予防サービス計画給付費 要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。	317,561 (263,953)
【款：保険給付費 項：介護サービス等諸費 目：審査支払手数料】		
(23)	審査支払手数料 介護報酬の請求に関する審査及び支払いを兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。	47,251 (42,530)
【款：保険給付費 項：高額介護サービス費 目：高額介護サービス費】		
(24)	高額介護サービス費 要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額（月額及び年額）が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。	1,390,007 (1,287,062)

(25)	高額医療合算介護サービス費	189,188
	各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合計額（年額）が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。	(188,578)
【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：介護予防・日常生活支援総合事業費】		
(26)	フレイル改善通所プログラム事業費	9,047
主要 No. 45	武庫健康ふれあい体育館において、生活機能が低下した高齢者等を対象に、リハビリ専門職等が提供する機能回復プログラムや民間スポーツクラブが提供するレッスン等を実施する。	(0)
(27)	高齢者運動習慣促進事業費	600
主要 No. 45	市が指定するスポーツクラブの利用に対して、その費用の一部を助成し、高齢者の運動習慣の定着を促進する。	(0)
(28)	介護予防普及啓発事業費	2,886
	介護予防の意識啓発に資するため、広報紙等を発行し、配布する。	(2,423)
(29)	訪問型サービス事業費	643,950
	要支援被保険者等が訪問型サービスを利用したときに、訪問型サービス費を支給する。また、地域のNPO等の団体が主体となって、身近な地域の中で困りごとを抱えた高齢者等に対して、ゴミ捨てや買い物等の日常生活の援助を行う支え合い活動の運営費等を補助する。	(591,342)
(30)	通所型サービス事業費	992,050
	要支援被保険者等が通所型サービスを利用したときに、通所型サービス費を支給する。	(901,695)
(31)	介護予防ケアマネジメント事業費	140,907
	要支援被保険者等が介護予防ケアマネジメントを受けたときに、介護予防ケアマネジメント費を支給する。	(148,481)
(32)	高額介護予防サービス費等相当事業費	5,221
	要支援被保険者及び事業対象者が利用したサービスの本人負担額（月額・年額）が一定額を超える場合又は各医療保険における世帯内で医療及び訪問型・通所型サービスの利用に係る本人負担額の合計額（年額）が一定額を超える場合において、高額介護予防サービス費相当事業費又は高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給する。	(5,103)
(33)	審査支払手数料（総合事業分）	5,044
	介護報酬の請求に関する審査及び支払いを兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。	(5,008)

【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：包括的支援等事業費】

- | | | |
|------|---|----------------------|
| (34) | 地域ケア会議運営事業費 | 3, 219
(3, 219) |
| | 高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制等に関する検討を行うため、医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が、協議・助言等を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な調整や関係者・関係機関等多職種連携の推進を支援するため、地域ケア会議を実施する。 | |
| (35) | 在宅医療・介護連携推進事業費 | 24, 933
(24, 933) |
| | 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、市民が安心して在宅医療・介護を受けることが可能な仕組みを構築するとともに、尼崎市医師会内に設置した医療・介護連携支援センター（呼称「あまつなぎ」）を軸に、多職種間の連携支援を行う。 | |
| (36) | 認知症対策推進事業費 | 31, 426
(30, 393) |
| | 認知症の人やその家族、介護者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症サポーターの養成など社会全体で認知症の人を支える取組を総合的に推進する。 | |
| (37) | 生活支援サポーター養成事業費 | 9, 254
(8, 475) |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに従事する担い手としての生活支援サポーターを養成する。 | |
| (38) | 家族介護慰労事業費 | 100
(100) |
| | 要介護４または５に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去１年間介護保険サービスを利用しなかった者又はショートステイのみの利用が年間７日以内の者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。 | |
| (39) | シルバーハウジング生活援助員派遣事業費 | 43, 540
(43, 399) |
| | 災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、高齢者の生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。
市営団地７か所、県営団地２か所 | |
| (40) | 高齢者向けグループハウス運営事業費 | 13, 560
(13, 560) |
| | 身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、２４時間の見守りのほか、健康面での指導・助言や自立した生活を営むための補完的な支援を実施する。 | |
| (41) | 在宅高齢者等あんしん通報システム事業費 | 20, 749
(19, 368) |
| | 在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時（２４時間・３６５日）対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消を図るため支援する。 | |
| (42) | 住宅改造相談事業費 | 17, 948
(15, 406) |
| | 要介護・要支援の認定を受けている６５歳以上の高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行う。 | |

- (43) **家族介護用品支給事業費** 15,378
要介護4または5で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族
(16,253) に対して、介護用品を支給する。
- (44) **住宅改修支援事業費** 224
福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業
(228) 務に対し助成する。
- (45) **介護相談員派遣事業費** 6,918
介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象
(6,787) として介護相談員の派遣を行う。
- (46) **介護給付適正化事業費** 1,803
利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、
(1,750) ケアプランのチェック・介護保険情報と医療保険情報の点検等を行う。
- (47) **成年後見制度利用支援事業費** 54,538
契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わ
(46,570) り、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申立を行う。また、助成を受けな
ければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部
または一部を助成する。

【款：基金積立金 項：基金積立金 目：介護給付費準備基金積立金】

- (48) **介護給付費準備基金積立金** 2,619
介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるために設置した「介護給付費
(4,281) 準備基金」へ当該年度の剰余金等を積み立てる。

《基金残高の推移》

(単位：千円)

3 末残高	4 末残高	5 末残高	6 末残高	7 積立	7 取崩	7 末残高
1,876,990	2,154,000	1,494,072	1,948,501	2,619	615,758	1,335,362

【款：諸支出金 項：諸費 目：第1号被保険者償還金及び還付加算金】

- (49) **第1号被保険者保険料過誤納金還付金** 18,650
第1号被保険者保険料の過年度過誤納金を還付する。
(15,024)

【款：諸支出金 項：繰出金 目：他会計繰出金】

- (50) **重層的支援体制整備事業繰出金** 139,021
重層的支援体制整備事業の整備に関する経費を介護保険事業費会計から一般会
(125,491) 計へ繰り出す。

【款：予備費 項：予備費 目：予備費】

- (51) **予備費** 1,000
予備費
(1,000)

介護保険事業費

保健局

【款：地域支援事業費 項：地域支援事業費 目：介護予防・日常生活支援総合事業費】

(1) 栄養・口腔機能低下予防事業費

2,165

65 歳以上の高齢者に対して、「低栄養」「口腔機能低下」予防のための取組を行う。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、栄養・口腔衛生に関する普及啓発を図る。

(2,117)

実施内容

お口の体操・調理実習または実演を含めた体験学習